

佐賀県「CSO 提案型協働創出事業」 実施要領

令和元年度版

令和元年 7 月

県民環境部 県民協働課



目 次

I	「CSO提案型協働創出事業」とは.....	2
1	概要.....	2
2	基本理念.....	2
3	事業のフロー.....	2
II	基本的事項.....	3
1	募集する提案.....	3
2	対象範囲.....	3
3	CSO提案型協働創出事業の実施体制とプロセス.....	3
4	提案に関する協働の形態.....	4
III	提案方法等.....	4
1	提案書類.....	4
2	提案方法.....	4
3	CSOと行政との意見交換の場づくり.....	4
4	提案書の作成支援.....	4
IV	提案受付後の協議、採否の基準、結果通知等.....	4
1	提案後の協議.....	4
2	協議における視点.....	5
3	採択の場合の類型と不採択の場合の判断基準.....	5
4	判断結果の通知.....	5
5	判断結果の公表.....	5
6	事業の実施等について.....	5
V	スケジュール.....	6
VI	提案者.....	6
VII	提案についての相談窓口及び問い合わせ先.....	7
1	提案についての相談窓口.....	7
2	問い合わせ先.....	8
	様式1.....	10-11
	様式2.....	12



佐賀県「CSO提案型協働創出事業」実施要領

この要領は、佐賀県が実施する「CSO提案型協働創出事業」において、CSO※¹（「市民社会組織」のことをいう。以下同じ。）が提案するために必要となる具体的な項目等を定めます。

I 「CSO提案型協働創出事業」とは

1 概要

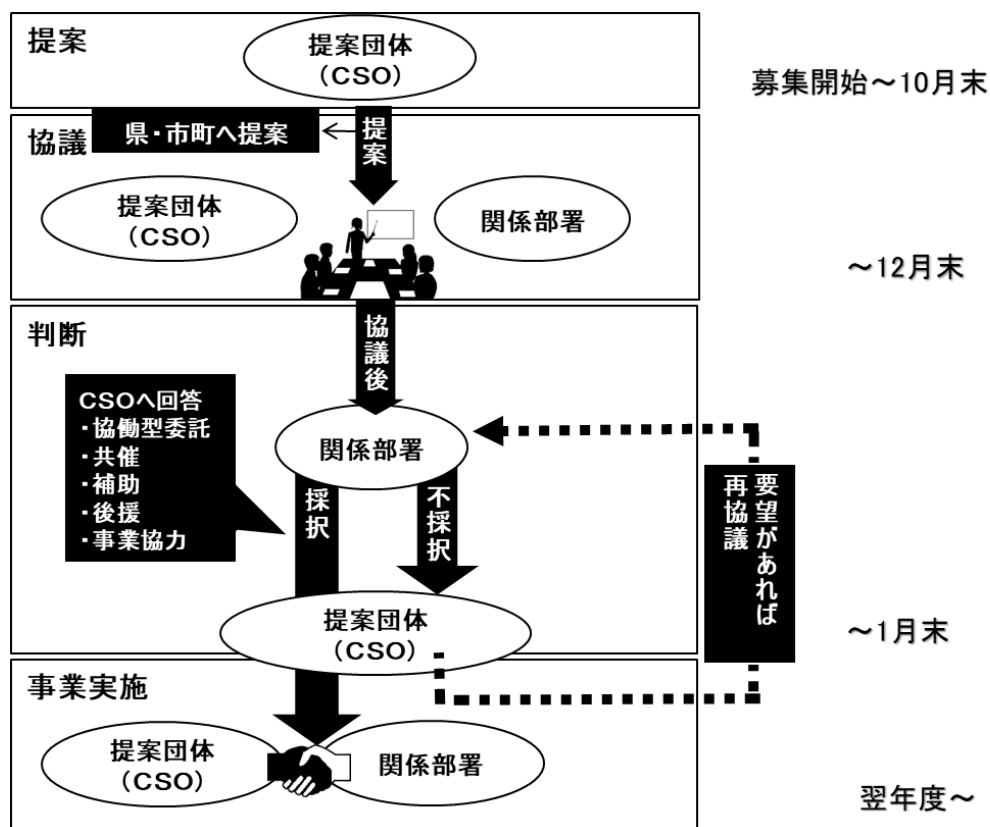
「CSO提案型協働創出事業」とは、CSOから業務の担い手としての提案を募り、県・市町と提案者とが対話を重ねて公共サービスの担い手の多様化を図ることにより、公共サービスの質の向上や住民満足度の向上、併せて経費の削減や業務の効率化、ひいてはCSOの活性化、住民自治の実現を図る事業です。

2 基本理念

「CSO提案型協働創出事業」は、公共サービスの受け手である住民にとってより満足度の高いサービスを実現することを目的として行います。

また、行政は、公共サービスの担い手の多様化を進めるため、CSOが担いする業務については、CSOにできる限り任せることを基本として担い手のあり方等を検討します。

3 事業のフロー



※1 CSOとは、Civil Society Organizations（市民社会組織）の略で、佐賀県ではNPO法人、市民活動・ボランティア団体（以上志縁組織）に限らず、自治会・町内会、婦人会、老人会、PTA（以上地縁組織）といった組織・団体も含めて、「CSO」と呼称しています。



II 基本的事項

1 募集する提案

この事業は、現在、県や市町※²が行っている事業をそのまま引き受ける委託先を募集するものではありません。

よりふさわしい公共サービスの担い手やサービスの提供の手法を提案いただき、新たな事業の創出、担い手の多様化を図ることで住民満足度を高める点ものです。

県や市町が直接その事業を実施したり、サービスを提供するよりも、

①住民満足度の向上が期待できる提案

②業務の効率化が期待できる提案

をお待ちしています。

なお、提案が採択された場合、県では、委託先の選定は原則として、総合評価一般競争入札や公募によるコンペ方式・プロポーザル方式など公平な手法により行います。

また、市町に対する採択事業の受託者等の選定は、それぞれの市町のルールに則って行います。

2 対象範囲

- ・ 県（知事部局及び教育委員会事務局において行う業務に限る。以下同じ。）及び市町（市町立学校を除く）が現在取り組んでいる業務
- ・ CSOからの提案により県及び市町が新たに取り組む業務

3 CSO提案型協働創出事業の実施体制とプロセス

(1) 実施体制

- ① 県民協働課は、基本理念にのっとり、県内の中間支援組織及び県の各部・局、市町と連携・協働して「CSO提案型協働創出事業」を実施します。
- ② 県民協働課は、「CSO提案型協働創出事業」の実施に当たり、県内の中間支援組織及び県の各部・局、市町における具体的な手順を別途（「実施手順」参照）定めます。
- ③ 県への提案については、中間支援組織及び県民協働課が、市町への提案については、中間支援組織及び市町の協働担当部署がコーディネーターを務め、協議を実施するものとします。

(2) プロセス

「CSO提案型協働創出事業」は、以下のプロセスにより実施します。なお、詳細は別途「実施手順」に定めます。

- ① 提案の募集・受付（提案者、中間支援組織、県民協働課による提案内容の改善を含む）
- ② CSOからの要望によるCSOと県・市町との意見交換会の開催
- ③ 提案者と県・市町との協議
- ④ 提案者への提案の採択等の回答
- ⑤ 採択事業の公表
- ⑥ 採択した事業の実施

※2 市町とは、唐津市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神崎市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町、有田町、大町町、江北町、白石町、太良町、玄海町の当該事業に参加する市町です。



4 提案に関する協働の形態

次の5種類とします。（「県民協働指針（平成16.10策定）」に基づく協働の形態）

① 協働型委託

企画段階からCSOと行政（県・市町）とが協議しながら進めるもの。財政効率を度外視するものではないが、事業プロセスを重視した委託。

② 共催

CSOと行政（県・市町）の双方が共に主体となって事業を実施するもの。企画段階から双方で十分に話しあい、費用分担や責任の所在を明確にしたうえで、お互いの得意分野を生かした役割分担を行う。

③ 補助

CSOが主体的に実施する事業を補助するもの。公益性が高い事業であって、より充実できる場合に実施する。行政が対応しにくい先駆的な事業等を、CSOと行政（県・市町）がそれぞれの目的達成のための手段として実施する。

④ 後援

CSOが公益性の高い事業を実施する際、信用が高まる等の効果を期待し、行政（県・市町）が名義後援を行うもの。

⑤ 事業協力

行政（県・市町）からの資金提供を受けることなく、お互いの特性を活かした役割分担を行い、継続的な関係のもとで互いに協力し事業を実施するもの。

Ⅲ 提案方法等

1 提案書類

・様式1（協働創出事業提案書）

2 提案方法

(1) 県への提案の場合

提案書類を中間支援組織（7ページ「Ⅶ. 1. 提案についての相談窓口」に記載。以下、中間支援組織という）又は県民協働課に、10月31日（木）までに、持参、郵送、ファクシミリ、電子メールの方法により提出してください。

(2) 市町への提案の場合

提案書類を中間支援組織、市町の協働担当部署（8ページ「Ⅶ. 2. (2) 市町の協働担当部署」に記載。）、又は県民協働課に、10月31日（木）までに、持参、郵送、ファクシミリ、電子メールの方法により提出してください。

3 CSOと行政との意見交換の場づくり（提案前の検討）

CSOは、本事業における提案を事前に検討するため、提案の相談窓口である中間支援組織又は県民協働課を通じて、CSOと行政（県・市町）との間で行う地域課題についての意見交換の場や、CSO同士が話し合う場へ、行政職員の参加を要請することができます。

4 提案書の作成支援

・CSOは、提案書の書き方が分からない場合に、中間支援組織又は県民協働課に対して、提案書の作成支援を要望することができます。
・中間支援組織、県民協働課、市町の協働担当部署は提案を受け付ける時は、提案者であるCSOの意向を踏まえながら提案内容の改善に努めます。

Ⅳ 提案受付後の協議、採否の基準、結果通知等

1 提案後の協議

提案書提出後、提案者と県・市町の関係部署との間で提案内容に関する協議を行っていただきます。



この場合、県民協働課や市町の協働担当部署、中間支援組織が、協議の場に同席する等、積極的に調整を行います。

2 協議における視点

次の視点により、協議を進めます。

- ① 行政が実施するよりも効果的で質の高いサービスが提供できるか。
- ② 提案者の独自の発想や工夫に基づく付加価値があるか。
- ③ 県民協働指針（H16.10策定）に規定する県民協働の推進が図られるか。
市町において条例や指針が策定されている場合は、その規程に則った市民（町民）協働の推進が図られるか。
- ④ 提案者を含み公共サービスを実施する体制等が整備されているか。
- ⑤ 事件・事故を未然に防ぐとともに、事件・事故発生時（（例）個人情報紛失など）に的確に対応できるか。
- ⑥ 法令等でCSOによるサービスの提供が制限されていないか。
- ⑦ 現状では法令等制限されていても、法令等所管省庁に対し制限解除の働きかけができないか。
- ⑧ 雇用創出など地域経済への波及効果が期待でき、地域の活性化につながるか。

3 採択の場合の類型と不採択の場合の判断基準

協議の結果、採択の場合の類型と不採択の場合の判断基準については、次のとおりです。

- ① 採 択（担い手の多様化を行うと判断したもの）
 - ・ 区 分：協働型委託、共催、補助、後援、事業協力
 - ・ 実施時期：「令和元年度実施」「令和2年度実施検討」又は「令和3年度以降実施検討」
- ② 不採択
 - ・ 既に実施中のもの
 - ・ 来年度以降事業廃止となったもの
 - ・ 事業趣旨が異なるもの
 - ・ 担い手がないもの
 - ・ 現状、法令等によるCSOによる事業の実施が制限されているもの
 - ・ 県民（市町民）満足度の向上に資する効果又は効率の向上が期待できないものなど

なお、本事業の実施に当たって、市町において既に独自の提案制度が構築されている場合は、当該制度を優先させるなど、弾力的かつ柔軟な運用を行うことがあります。

4 判断結果の通知

判断結果は、関係部署からメールもしくは直接手渡しにより提案者へ送付します。

なお、判断結果の送付後、提案者は必要に応じて様式2（再協議の申入書）を県民協働課又は市町の協働担当部署に提出することで、関係部署へ再協議を求めることができます。（送付後1週間以内）

関係部署は、再協議の申し入れに対しての対応を示した上で、再度、判断結果をメールもしくは直接手渡しにより提案者へ送付します。

5 採択事業の公表

県民協働課は、採択事業についてとりまとめ、県ホームページにて公表します。

6 事業の実施等について

提案の採択の通知後、関係部署と提案者は今後の事業の実施計画等についての打ち合わせを行い、計画的に事業を実施します。なお、その際の最初のアプローチは提案者から行うことと



します。

なお、県民協働課は、採択事業の進捗状況について、必要に応じて関係部署に対し照会し、進捗管理を行います。

V スケジュール

- ① 提案募集：令和元年7月17日（水）から令和元年10月31日（木）まで
- ② CSOと行政との意見交換：CSOからの要望により、提案募集締切りまで随時実施
- ③ 提案に基づく協議：令和元年12月末日までを目途に随時実施
- ④ 判断結果の通知：令和2年1月末までを目途に随時実施
- ⑤ 採択事業の公表：令和2年3月予定

VI 提案者

- (1) 提案者は、原則として提案内容の実施者となり得る者としてします。
- (2) 次の各号のいずれかに該当する者は、「CSO提案型協働創出事業」に提案することができません。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者
 - ウ 自団体の役員等が、次のいずれかに該当する者、又はその経営に実質的に関与している者が、次の②から⑦までに該当する者
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ④ 自社、自団体若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
 - エ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の一に該当する行為を行ったことにより、知事から入札参加資格認定を取り消され、その処分から2年を経過していない者
 - オ 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
 - カ 佐賀県又は県内の市町が行う建設工事又は製造の請負、業務の委託、物品の購入、役務の提供等に係る指名競争入札について指名停止となっている者



Ⅶ 提案についての相談窓口及び問い合わせ先

1 提案についての相談窓口

提案書の記載方法や提案内容の改善などについて相談したい場合は、相談窓口となるお近くの中間支援組織又は県民協働課まで遠慮なくご相談ください。

(中間支援組織)

- ① 特定非営利活動法人さが市民活動サポートセンター
事務所住所：佐賀市唐人 2-5-1 2 TOJIN 茶屋 3 F
TEL：0952-20-2063
FAX：0952-37-7193
E-mail：saga.simink@support-cen.net
- ② 特定非営利活動法人佐賀県 CSO 推進機構
事務所住所：佐賀市呉服元町 2-2 4 呉服元町ビル 10 号室
TEL：0952-26-2378
FAX：0952-26-2227
E-mail：info@min-nano.org
- ③ 特定非営利活動法人 Network Station まつろ
事務所住所：唐津市南城内 2-6
TEL：0955-70-0303
FAX：0955-70-0304
E-mail：npo-nsm@vcl.people-i.ne.jp
- ④ 特定非営利活動法人とす市民活動ネットワーク
事務所住所：鳥栖市本鳥栖町 5 3 7-1 フレスポ鳥栖 2 F
TEL：0942-81-1815
FAX：0942-80-8122
E-mail：tosusiminkatudou@kii.bbq.jp
- ⑤ 市民ネットワーク「いまり」
事務所住所：伊万里市立花町 1 5 4 2-1 6
TEL：0955-23-2198
FAX：0955-23-6861
E-mail：imarijc@wing.ocn.ne.jp
- ⑥ 特定非営利活動法人さが西部市民活動サポートセンター・フロンティア
事務所住所：鹿島市大字高津原 6 2-1
TEL：0954-63-4571
FAX：0954-63-4571
E-mail：asuto@krc.biglobe.ne.jp
- ⑦ 特定非営利活動法人ようこそ小城
事務所住所：小城市三日月町久米 1 7 2 9-8
TEL：090-5437-1445
FAX：0952-72-3566
E-mail：youkoso8861@sirius.ocn.ne.jp



- ⑧ CSO かんざき
 事務所住所：神崎市神埼町神埼4 6 3 - 1
 TEL：0952-20-2510
 FAX：0952-20-3356
 E-mail：cso-kanzaki@grace.ocn.ne.jp
- ⑨ CSO 楽縁基山
 事務所住所：三養基郡基山町大字宮浦8 6
 TEL：090-2714-1826
 FAX：なし
 E-mail：info@kiyamalab.jp
- ⑩ 特定非営利活動法人 Link
 事務所住所：三養基郡みやき町大字白壁2470-2
 TEL：090-8412-8371
 FAX：なし
 E-mail：npo.link.2008@gmail.com

2 問い合わせ先

(1) CSO提案型協働創出事業の制度及び県民協働に関する問い合わせ

提案者と行政担当部署との仲介役を担います。特に県の担当部署に対し、御意見等がございましたら下記へ遠慮なく御連絡ください。

佐賀県県民環境部県民協働課 協働社会推進担当

TEL：0952-25-7374（内1635、1637）

FAX：0952-25-7561

E-mail：kenminkyoudou@pref.saga.lg.jp

(2) 市町の協働担当部署

唐津市 国際交流・地域づくり課 地域づくり係

TEL：0955-72-9220

多久市 総合政策課 地域づくり係

TEL：0952-75-2116

伊万里市 政策経営部 まちづくり課 まちづくり推進係

TEL：0955-23-2114

武雄市 総務部 市民協働課

TEL：0954-23-9122

鹿島市 総務部 企画財政課 企画係

TEL：0954-63-2101

小城市 総務部 企画政策課 協働推進係

TEL：0952-37-6115

嬉野市 総合戦略推進部 企画政策課 地域活力創造グループ

TEL：0954-66-9117

神崎市 総務企画部 企画課 地域振興係

TEL：0952-37-0102

吉野ヶ里町 財政協働課 協働係

TEL：0952-37-0331

基山町 まちづくり課 協働推進係

TEL：0942-92-7935



上峰町 総務課 総務係
TEL : 0952-52-2181
みやき町 総務部 企画調整課
TEL : 0942-89-1655
玄海町 総務課 管財グループ
TEL : 0955-52-2111
有田町 まちづくり課
TEL : 0955-46-2990
大町町 企画政策課
TEL : 0952-82-3112
江北町 政策課 企画情報係
TEL : 0952-86-5612
白石町 企画財政課 政策推進係
TEL : 0952-84-7112
太良町 企画商工課 企画情報係
TEL : 0954-67-0312



様式 1

協働創出事業提案書

私は、佐賀県「CSO提案型協働創出事業」実施要領VI（2）のいずれにも該当しないことを宣誓し、下記のとおり提案をします。

※受付 NO		※受付年月日	令和元年 月 日
「佐賀県」又は「〇〇市町」		御中	
1. 事業名		事業担当部署	
2. 背景・課題・対策	<p>◆提案に至った背景及び課題をできるだけ具体的に記入してください。</p> <p>①背景（現状把握について） ②課題（現状に対して何が課題なのか） ③対策（課題に対してどのような対策が必要なのか）</p> <p>例：（背景）人材不足が深刻化する中、多様な主体が行政サービスだけで担うことが必要である。県内に存在するCSOが、様々な分野において各団体の特色を活かして地域課題の解決を図ることが期待されるが、 （課題）多くのCSOでは「人材不足」「活動資金不足」「経営基盤の脆弱化など」の問題を抱え、継続的な活動に支障があるため、 （対策）CSOの経営力の向上を図ることが必要である。</p>		
3. 事業概要	<p>◆提案しようとする事業内容をできるだけ具体的に記入してください。</p> <p>①目的（何のために） ②事業の対象（誰を対象に） ③事業の実施場所（どこで） ④事業の実施方法（どのような方法）</p> <p>例：（目的）CSOの会計・資金調達・情報発信力等の向上のために、 （対象）県内のCSOを対象に、 （場所）県内3か所（〇〇市、〇〇市、〇〇町）において、 （どのような方法）全4回の講座を実施する。</p>		
4. 効果	<p>◆住民満足度の向上、業務の効率化の観点で、期待できそうな効果を記入してください。</p> <p>例：経営力が向上したCSOが、地域住民の課題解決のため、様々な取組を実施することで、住民満足度の向上につながる。</p>		
5. 役割分担	（貴団体が担う役割）	例：講座の募集・開催・企画	
	（県・市町に望む役割）	例：事業の周知協力や予算確保など	
協働の形態		<input type="checkbox"/> 協働型委託 <input type="checkbox"/> 共催 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 後援 <input type="checkbox"/> 事業協力	



6. 団体名			
7. 代表者	役職名 氏名		
8. 団体の所在地・ 連絡先	〒		
	TEL		FAX
9. 団体の設立年月日			
10. 会員・従業員数			
11. 主な事業 ・活動内容 (特に、提案内容に関わる実績 などをご記入ください。)			
12. 担当者名・連絡先	氏名		
	連絡先	〒	
	TEL		FAX
	E-mail		
13. 回答先 E-mail (団体アドレス) (所管課の判断結果を通知する際の送付先を 記入ください。個人アドレス不可)			
※窓口となる中間組織名		※担当者	
	※TEL	※FAX	
	※E-mail		

- (1) 提案が採択された場合、上記1から5の項目は全て公表します。
- (2) 上記の欄は全て必須項目となります。ただし、「※印欄」には記入不要です。
- (3) 記入欄が不足する場合は、別紙に添付してください。
- (4) お預かりした個人情報、提案内容への回答のためにのみ使用し、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。



様式 2

再協議の申入書

私は、下記のとおり再協議を申入れます。

※受付 NO		※受付年月日	
「佐賀県」又は「〇〇市町」 御中			令和 年 月 日
			団体名 _____
			団体住所 _____
			代表者氏名 _____
1. 提案する事業 の名称 (※提案書から転記 をしてください)		事業担当部署	
2. 関係部署名	※再協議を求めたい部署が複数ある場合は、すべて記載してください。		
3. 再協議の内容	※再協議を求めたい部署が複数ある場合は、再協議を求めたい部署名と、その部署にどのような再協議を求めるのか、分かるように記載してください。		

- (1) 上記 1 の項目には、提案書の内容を転記してください。
- (2) 上記の 1～3 の欄は**必須項目**となります。ただし、「※印欄」には記入不要です。
- (3) 記入欄が不足する場合は、別紙を添付してください。
- (4) 申入書は、県への提案に対する再協議の場合には、佐賀県庁県民協働課にご提出ください。また、市町への提案に対する再協議の場合には、市町の協働担当部署又は佐賀県庁県民協働課に申入書をご提出ください。

※窓口となる中間支援組織名：			
※担当者名		※TEL	
※E-mail		※FAX	